



区教育委員会非常勤職員の処分について

区立学校に勤務する非常勤の事務職員が、4年間にわたり給食費1,082万円を着服していたことが判明し、練馬区教育委員会は、当該非常勤職員を7月18日付けで解職した。29日、区教育委員会は、「練馬区職員の懲戒処分に関する指針」に準じて公表した。

当該非常勤職員は、会計帳簿を偽装して着服していたが、これに対するチェック体制が十分でなく、異動するまで発覚が遅れたことについて、区民の皆様にお詫びするとともに、早急に再発防止策を講じる。着服額は、全額学校に返還されたが、学校は警察に告訴する方針である。

【解職に至る経緯】

当該職員は、平成20年度から平成24年度まで当該校に勤務し、平成21年度から給食費の会計事務に携わるようになった。

当該職員が、平成25年4月に区内の他の学校へ異動した後、食材業者から未払い分の請求があり、今年の1月から3月までの約960万円が未払いであることおよび給食口座の残高がほとんどないことから、4月末ごろから当該職員に事情を聞いてきたが「郵便局のシステムの不具合だ」と説明していた。業者への支払期限もあることから6月になり当該職員を学校に呼び、確認したところ、着服していたことを認めた。着服は、給食費に携わるようになった平成21年度頃から口座引き落としによらずに現金管理する給食費の引き抜きや、郵便局の給食費口座からの不正引き出しにより行っていたことを認めた。

その後、学校は、未払い額以外の損害について確認するため、郵便局に取引履歴の記録を照会し、これを基に調査した結果、当該職員は、引き抜きや不正引き出しを会計帳簿や郵便局の帳票の偽装によりつじつまを合わせていたことや着服額は総額1,082万円になることが判明した。

当該職員に再度確認したところこれを認め、7月18日に全額を返還し、区教育委員会は、同日付けで解職の処分を行ったものである。

【給食費のチェック体制】

給食費については、事務、栄養士、給食担当教員が複数でチェックする体制をとっているが、監査を含め、会計帳簿や郵便局の帳票の偽装までチェックが及ばず、異動するまで長期間にわたり不正が見抜けなかった。

【今後の対応】

着服されていた金額は、全額返還されたものの、チェック体制が万全ではなく不祥事を引き起こしたことは誠に遺憾であり、区民の皆様にご心からお詫びするものである。

今後、学校関係者および教育委員会管理職による「学校徴収金事務検討委員会」を開催し、事件の検証とともに具体的な再発防止策を講じ、区民の信頼を回復できるように努力する。

また、当該職員については、全額返還したものの、着服にあたり会計帳簿等を偽装するなど悪質な点があることから、学校では警察に告訴することとしている。

【問い合わせ】

教育委員会事務局 教育振興部 教育総務課 庶務係 電話03-5984-5609